

農業主導型 6 次産業化整備事業

< 未来を切り拓く 6 次産業創出総合対策のうち地産地消・販路拡大・価値向上 >
【 6 3 6 百万円】

対策のポイント

農業法人等が農業生産のみならず、加工・流通・販売など、農業サイド主導の経営の 6 次産業化に取り組む場合に必要な加工機械の導入や販売施設の整備等を支援します。

< 背景 / 課題 >

- ・ 農業法人等が原材料供給者としてだけでなく、自ら又は連携して加工・販売等に取り組む経営の多角化を進め、そこから生じる付加価値を農業経営の中に取り込むことが重要となっています。
- ・ こうした経営の多角化の取組は、個々の農業経営の所得向上はもとより、地域における雇用の創出等を通じ、地域全体の所得向上や地域の活性化につながることを期待されています。

政策目標

経営の多角化により生じる付加価値を農業経営に取り込む、
農業サイド主導の経営の 6 次産業化を推進

< 内容 >

6 次産業化を図ろうとする農業法人等（6 次産業化法人）が、経営を複合化・多角化するために必要となる加工機械の導入や販売施設の整備等を行う場合に、国が直接支援します。

また、6 次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等（連携法人）に対しても、国からの支援の道が開かれています。

補助率：6 次産業化法人 1 / 2 以内
 連携法人 1 / 3 以内
 （5 千万円を上限）
事業実施主体：農業法人等

お問い合わせ先：経営局構造改善課（0 3 - 3 5 0 1 - 3 7 6 8（直））

農業主導型6次産業化整備事業の概要

事業実施主体

6次産業化を図ろうとする農業法人等 (6次産業化法人)

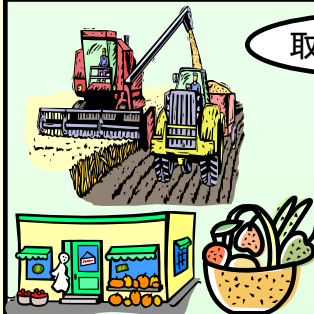
農業生産のみならず、加工・流通・販売など、農業サイド主導の経営の6次産業化に取り組む、農業法人及び農業者の組織する団体

6次産業化法人と連携・協力

6次産業化法人と連携する法人等 (連携法人)

6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人及び農業者の組織する団体

機械・施設の整備



取組の効果

1. 農業法人等が原材料供給者としてだけではなく、自ら又は連携して加工・販売等に取り組む、そこで生じる付加価値を農業サイドに取り込む。
2. 取組主体は、付加価値の向上や販路の拡大により、経営を改善・発展。
3. 地域における雇用の創出等を通じ、地域全体の所得向上や地域の活性化に寄与。
4. 取組事例の普及により、その他の新たな取組を全国で創出。

生産・直売・観光等

6次産業化法人

連携

(原材料の供給)



生産

連携法人

設置

農畜産物加工施設
新たに「加工」に挑戦



補助対象施設等

(メニュー)

- ・土地基盤整備
- ・高生産性農業用機械施設
- ・農畜産物集出荷施設
- ・農畜産物加工施設
- ・農畜産物販売施設
- ・農畜産物提供施設
- ・特認事業

(上に掲げるもの以外で、地方農政局長等が特に必要と認める施設等) 等

(補助率、事業実施期間)

補助率: 6次産業化法人1/2以内
連携法人1/3以内
事業実施期間: 平成22年度～26年度

農業経営の6次産業化、地域の活性化などに寄与